

基本方針に掲げられた ODR推進策の 令和5年度までの実績

ODR推進策 短期目標

<主として短期目標の実現に向けた具体策>

(1) 国民の日常へのODRの浸透(ODRの生活インフラ化)

- ODRの認知度を高めるための積極的・効果的な情報発信
 - ① ADRに関する周知・広報
 - ② ODR(ADR)週間等の設定による集中的・一体的な広報
 - ③ 企業の苦情担当者、相談員等のODRに対する理解の増進
 - ④ 国民のODR認知度をKPIとした取組の推進
- ODR情報を容易に入手できるようにするための情報基盤整備
 - ⑤ 紛争解決事例の見える化とODR機関検索の利便化
 - ⑥ ODR紹介動画の提供

(2) ODRへのアクセス・ODRの質の向上

- 相談からODRへの導線の確保
 - ⑦ 相談機関等からODR機関への紹介ルートの確立
 - ⑧ 相談機関からODR機関への情報連携
- ODRの使いやすさの向上
 - ⑨ 利用者や相談機関等による評価を通じた使い勝手の向上
 - ⑩ ODR機関間の横連携の促進
 - ⑪ プレ・ADRフェーズを有するODRの参入支援
 - ⑫ ODR利用時の費用負担への対応

(3) ODR事業への参入支援

- 参入を希望する事業者への技術支援等
 - ⑬ チャット型ODRに必要な技術・デザイン関連情報の提供
 - ⑭ 手続実施者育成のためのトレーニング・プログラムの提供
- デジタル・プラットフォーム関係紛争を取り扱うODRの充実
 - ⑮ デジタル・プラットフォーム事業者への働きかけ
- 認証手続の迅速化等
 - ⑯ モデル手続規程の策定
 - ⑰ 認証ADR事業者がODRを併用する場合の認証手続の簡素化
 - ⑱ 認証手続の迅速化

ADRに関する周知・広報

1

国民の日常へのODRの浸透のためには、その前提となるADRそのものの認知度向上が必要となることから、法務省は、関係団体等と連携し、引き続き、ADRの周知・広報を進める。

実施済み又は実施中

周知・広報等について、かいけつサポートパンフレット等の配布等を継続的に実施したほか、かいけつサポートHPの改修等を実施した。

○主な実施項目

- ✓ 各種イベントでの広報ブースの設置
- ✓ かいけつサポートHPのリニューアル(検索機能搭載、ODR情報の一元化)
- ✓ 関連団体主催シンポジウム等への参加
- ✓ インターネット広告の実施

短期

(1)国民の日常へのODRの浸透(ODRの生活インフラ化)

- ODRの認知度を高めるための積極的・効果的な情報発信

ODR(ADR)週間等の設定による集中的・一体的な広報

2

法務省においてODR(ADR)の日(週間)を設定し、イベント等を通じて、関係者が一体となってODR(ADR)に関する情報を集中的に発信する。特にODRについては、分かりやすい愛称をつけるなど、国民の日常への浸透に資する周知・広報に努める。若者世代等に関心を持ってもらえるよう、関係者は、SNSを通じて継続的に情報発信する。その際、共通のハッシュタグを用いる等、一体的な情報発信となるよう工夫する。

一部実施済み

ADR週間に関係団体等と連携しSNS等を通じた情報発信等の集中的な広報を実施した。

○主な実施項目

- ・12月1日オンライン・フォーラム開催
- ・法務省XなどのSNS等を利用した広報

○未実施部分

分かりやすい愛称の設定、共通ハッシュタグを用いる等の一体的な情報発信(ODRの概念が多義的で分かりやすい愛称等の設定が容易でない)

○OWGにおける検討

- ・広くADR一般を広報するやり方から、ODRに特化した広報にシフトしてもよいのではないか。
- ・広く国民一般を対象に認知度を上げるための広報よりも、利用件数増加につながる広報(事業者や相談機関との連携、民法改正に合わせたODRのアピール等)に力を注ぐべきである。
- ・認証ADRの愛称「かいけつサポート」も必ずしも認知度向上につながってはならず、愛称等の設定は必須ではない。

短期

(1)国民の日常へのODRの浸透(ODRの生活インフラ化)

- ODRの認知度を高めるための積極的・効果的な情報発信

企業の苦情担当者、相談員等のODRに対する理解の増進

3

法務省は、紛争当事者と第一次的なコンタクトを持つ機会が多い事業者(苦情担当者)、相談機関(相談員)等のODRに対する理解を高めるため、関係団体等(一般財団法人日本ADR協会、一般財団法人日本ODR協会、日本弁護士連合会、弁護士会、司法書士その他の隣接法律専門職者 団体等)と連携し、これらの者を対象としたオンライン・フォーラムを継続的に開催する。
(考えられる対象者) 事業者…eコマース/デジタル・プラットフォーム事業者をはじめとする事業者
(業界団体) 相談機関等…法テラス、国民生活センター・消費生活センター等 行政機関…地方自治体、警察等

一部実施済み

関係省庁の企業向け広報媒体等に「かいけつサポート」に関する記載を盛り込んだ。また、相談機関等との連携に関しては、フォーラム、関係団体への研修、意見交換などを実施。

○主な実施項目

- ・ADR・ODR推進フォーラム大阪の開催
- ・法テラスコールセンターオペレーターに対する研修
- ・公的機関等との意見交換や周知への協力依頼

○未実施部分

eコマース/デジタル・プラットフォーム事業者をはじめとする事業者への働きかけ(第一段階として認証ADRを念頭に自治体等の相談機関との連携に力点を置いていたため)

○WGにおける検討

- ・今後はeコマース/デジタル・プラットフォーム事業者との連携に向けた働きかけを行っていくべきではないか。
- ・法テラスへの働きかけは重要であり、改めて連携を求めるよう働きかけを行うべきである。

短期

(1)国民の日常へのODRの浸透(ODRの生活インフラ化)

○ ODRの認知度を高めるための積極的・効果的な情報発信

国民のODR認知度をKPIとした取組の推進

4

法務省は、後述の推進・フォローアップ体制の下、ODRの周知広報に関する取組の効果を客観的に検証し得るよう、国民のODR(ADR)認知度を調査する。

実施済み又は実施中

裁判外紛争解決手続に関する認知度調査を実施し、法務省HPにおいてその結果を公表した。

OWGにおける検討

・認知度調査よりも、かいけつサポートHPのアクセス数等をKPIとすべきではないか。

短期

- (1)国民の日常へのODRの浸透(ODRの生活インフラ化)
 - ODRの認知度を高めるための積極的・効果的な情報発信

紛争解決事例の見える化とODR機関検索の利便化

5

国民が、検索エンジンからODRを利用するための基本情報(自分の直面する紛争は、どのODRを利用すれば、どのような形で解決し得るのか(紛争解決事例)、そのODRでは、どのような流れで手続きが進み、どの程度の費用・期間がかかり、どの程度の実績があるのか)に容易にたどり着けるよう、法務省は、関係団体等と連携し、既存のODR(ADR)検索サイトを改善・統合するとともに、SEO(検索エンジン最適化)を意識したコンテンツの改良等を進める。法務省は、ODRを行う各ADR機関における解決事例の発信を促進するため、関係者と協議のうえ、事例公開の指針を策定するほか、標準的なテンプレートを示す。

一部実施済み

ODR検索機能の利便化については、かいけつサポートHPのリニューアルを行い、検索機能を充実させた。

紛争解決事例の見える化については、認証ADR事業者へ事例公開に関するアンケートを実施した。

○未実施部分

事例公開の指針策定や標準的なテンプレートの提示(アンケートの結果、公開に適する事例が少ないと回答する事業者が多かったため、指針等策定等の適否も含めて検討中。)

OWGにおける検討

- ・事業者ごとに公開する場合は当事者を匿名化しても事案が特定されるリスクがあるため、事業者全体で(担当した紛争解決機関を明示せずに)事例を公開していく方がよいのではないかな。
- ・守秘義務との兼ね合いで事例の公開をためらう事業者もいるため、公開方法の指針を策定すべきではないかな。

短期

(1)国民の日常へのODRの浸透(ODRの生活インフラ化)

- ODR情報を容易に入手できるようにするための情報基盤整備

ODR紹介動画の提供

6

法務省は、関係団体等の協力を得て、ODRにおける紛争解決をイメージできるよう、模擬ODR動画を作成し、動画共有サイト等で提供する。

一部実施済み

周知・広報WGにおいて、動画の企画書を作成した(第4回推進会議 資料2)。

○未実施部分

動画の作成・公開(チャット型ODRの対応事業者が少ない中で動画を公開することの影響等を考慮し、公開の時期を検討すべきとの指摘があるため)

○WGにおける検討

- ・チャット型ODRの対応事業者が少ないことは承知しつつも、ODRの魅力発信の観点から動画の企画書を作成したもの。いずれにせよ広報につながると考えられるため、早期に動画を作成して公開すべき。
- ・チャット型ODRの紹介動画のほかウェブ会議型ODRの紹介動画を作成することも考えられる。

短期

(1)国民の日常へのODRの浸透(ODRの生活インフラ化)

- ODR情報を容易に入手できるようにするための情報基盤整備

相談機関等からODR機関への紹介ルートの確立

7

相談又は相対交渉では紛争が解決しなかった場合に、相談を受けた相談機関等が相談者にふさわしいODR機関を紹介できるようにするため、法務省は、関係団体等と連携し、相談機関等とODR(ADR)機関を対象としたオンライン・フォーラムを紛争分野等ごとに順次開催する。法務省は、一般財団法人日本ADR協会が行うオンライン・マッチング・プロジェクト(同協会の仲介により、ODR(ADR)機関と相談機関間の相互理解のための面談をセッティングする試み)を様々なチャンネルを通じて関係者に紹介し、参加機関が広がるよう支援する。

実施済み又は実施中

大阪において、相談機関等と民間ADR(ODR)機関を対象としたフォーラムを開催した。

一般財団法人日本ADR協会のオンライン・マッチング・プロジェクトについては、令和4年度のオンライン・フォーラムにおいて、同協会の理事より取組状況の紹介を行った。

OWGにおける検討

・法テラスからの紹介ルートの確立は重要であり、引き続き働きかけを行うべきである。

短期

(2)ODRへのアクセス・ODRの質の向上

○ 相談からODRへの導線の確保

相談機関からODR機関への情報連携



紛争解決の各フェーズ(相談、交渉、調停)において、当事者からの情報提供の的確なワンスオンリーを実現するため、法務省は、関係団体等と連携し、相談機関からODR機関への情報連携及び情報管理の在り方を検討する場を設定する。

未着手

○実施していない理由

令和5年度に行った実証実験の結果を踏まえて検討を行う必要があるため。

○WGにおける検討

- ・情報連携に当たっては、相談機関は相談者の同意を得ておく必要があるほか、相談者側の情報のみがADR機関に引き継がれることの倫理上の問題等を整理する必要がある。
- ・情報連携の上でも、まずは相談機関等からODR機関への紹介ルートが確立される必要がある。

短期

(2)ODRへのアクセス・ODRの質の向上

○ 相談からODRへの導線の確保

利用者や相談機関等による評価を通じた使い勝手の向上

9

法務省は、関係団体等において、各ODRの使い勝手を向上させるための取組（例えば、利用者や相談機関等の声を反映させてユーザー・インターフェース等の優れたODRを表彰する等）が広がるよう支援する。

未着手

○実施していない理由

現時点で、独自のプラットフォーム等を利用したODRを行っている認証事業者が少数であるため。

○WGにおける検討

- ・まずはODRの実装事業者数を伸ばす必要があり、特にチャット型ODRの実装がもう少し進んだ段階でないと効果的な取組とはならない可能性はある。
- ・ウェブ会議型のODRでも事業者が利用者の声を取り入れて工夫している例があれば紹介するなど、できる取組もあるのではないか。

短期

(2)ODRへのアクセス・ODRの質の向上

○ ODRの使いやすさの向上

ODR機関間の横連携の促進

10

各ODR機関が成果を挙げたアクセス改善、質の改善の取組が横展開されて、ODR全体のアクセス・質の底上げにつながるよう、法務省は、関係団体等と連携し、ODR機関同士の意見交換を目的としたオンライン・フォーラムを継続的に開催する。

一部実施済み

12月1日に開催しているオンライン・フォーラムのほか、地域別オンライン・フォーラムとして、大阪においてオンライン・フォーラムを開催した。

○未実施部分

ODR機関相互の意見交換等は十分でない(フォーラムでは相談機関との連携を優先させているため。)

○WGにおける検討

・フォーラムの運営が相談機関との連携強化に重きを置くものとなるのはある程度やむを得ない面があるが、ODRの実装を進める上でも、ODR実装事業者の情報を共有するなどの横連携は重要であり、フォーラムの運営に当たり留意すべきである。

短期

(2)ODRへのアクセス・ODRの質の向上

○ ODRの使いやすさの向上

プレ・ADRフェーズを有するODRの参入支援

11

法務省は、当事者双方の納得が得られる形で早期の合意に至ることができるよう、関係団体等と協力して、ODRの前に当事者間の交渉等の場を適切に設計する事業者の参入を支援する。

(例えば、ADRを実施する前に、当事者間で交渉できる場を用意し、当事者間交渉を支援することは、当事者双方の納得が得られる形で早期の合意に至ることが期待できるケースも考えられるし、手続実施者の関与なく解決できることから紛争解決コストの面でも有用であると考えられる。)

一部実施済み

かいけつサポートHPにおいて、プレADR対応の事業者を検索可能とすることで、事業者にプレADR対応を動機付けるようにした。

○実施していない理由

民間事業者におけるODRの実装の状況や、参入希望のニーズが不明であり、現時点で参入支援の具体策を検討することが困難であるため。

○WGにおける検討

・まずは事業者のODR実装を進めつつ、参入支援の具体策としてどのようなものがあり得るか検討していくことが必要。

短期

(2)ODRへのアクセス・ODRの質の向上

○ ODRの使いやすさの向上

ODR利用時の費用負担への対応

12

費用負担がネックとなってODRの利用をちゅうちょする事態を少なくするため、法務省は、関係団体等と協力して、紛争解決費用保険を活用する等の工夫により、利用時の費用負担を軽減する取組を集約し紹介するなどの取組を行う。

着手済み

○実施していない理由

かいけつサポートHPにおいて地方自治体による費用補助に関するページを作成済みであるが、地方自治体への掲載希望の確認が未了の状態であるため。

○WGにおける検討

・自治体の掲載希望を確認するのは現実的でないため、例えば、自治体の費用補助についてまとめたウェブサイトへリンクを貼るなど、他の方法を検討してはどうか。

短期

(2)ODRへのアクセス・ODRの質の向上

○ ODRの使いやすさの向上

チャット型ODRに必要な技術・デザイン関連情報の提供

13

法務省と関係団体等で協力し、主にチャット型ODRへの参入を希望する事業者(既存のADR事業者も含む。以下同じ。)向けに、海外の先行的取組のほか、スタートアップに必要な技術・デザイン、ノウハウ等を情報提供する枠組みを構築する。法務省と関係団体等で協力し、ODRを実施する場合に求められるセキュリティに関する指針(講じるべき安全管理措置、システム・情報管理を外部委託する際の留意事項等)を策定する。

未着手

○実施していない理由

民間事業者におけるODRの実装の状況や、参入希望のニーズが不明であり、現時点で指針策定等の具体策を検討することが困難であるため。

○WGにおける検討

・事業者にはチャット型ODRへの参入のメリットが見えるようにするなど、参入を後押しする取組が優先されるのではないか。

短期

(3)ODR事業への参入支援

○ 参入を希望する事業者への技術支援等

手続実施者育成のためのトレーニング・プログラムの提供

14

法務省は、関係団体等と協力して、既存のADRの手続実施者向けのトレーニングに加え、新たにODRへの参入を希望する事業者向けに、ODRの手続実施者を育成するための標準的なトレーニング・プログラムを開発し、提供する。

一部実施済み

研修を実施している各関係団体等における研修内容等を一覧化し、かいけつサポートHPに掲載した。

○未実施部分

標準的なトレーニング・プログラムの開発・提供(民間事業者におけるODR実装の状況やODR参入の状況を踏まえると、どのようなニーズがあるのか検討が困難であるため)

OWGにおける検討

・ODRに特化した研修(メールやチャットでのコミュニケーションの取り方等)も取り上げていくべき。

短期

(3)ODR事業への参入支援

○ 参入を希望する事業者への技術支援等

デジタル・プラットフォーム事業者への働きかけ

15

ODRのニーズの拡大が想定されるデジタル・プラットフォーム上の取引に関連する紛争の受け皿となるODRを充実させるため、法務省は、関係省庁等と連携し、デジタル・プラットフォームを提供する事業者との間で、事業者自身又は第三者委託によるODRの提供の在り方について議論する。

着手済み

デジタル・プラットフォーム事業者を所管する関係省庁との担当者レベルでの意見交換を行うにとどまっている。

OWGにおける検討

・今後は認証ADR等に限らず、プラットフォーム提供事業者や所管省庁に対する働きかけを積極的に行っていくべき。

短期

(3)ODR事業への参入支援

- デジタル・プラットフォーム関係紛争を取り扱うODRの充実

モデル手続規程の策定

16

ADR法上の認証取得に要する事業者の負担を軽減するため、法務省と関係団体等は協力して、ウェブ会議型ODR、チャット型ODRを実施する場合の標準的な手続実施規程を策定する。

一部実施済み

ウェブ会議型ODRについて、実施する場合の標準的な手続実施規程を策定した。

○未実施部分

チャット型ODRについての標準的な手続実施規程の作成(現状はチャット型ODRを実施する事業者数が少ないため、ウェブ会議型ODR向けのものを優先的に作成)

OWGにおける検討

・市販のチャットアプリを利用したODRの試みはあり得るので、それに向けたモデル規程の策定は進めるべき。

短期

(3)ODR事業への参入支援

○認証手続の迅速化等

認証ADR事業者がODRを併用する場合の認証手続の簡素化

17

法務省は、認証ADR事業者がODRを併用する場合に変更の届出で足りる範囲の拡大を検討し、その結果を踏まえてADR法規則を改正する。

実施済み又は実施中

変更認証の手続について「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の実施に関するガイドライン」において、変更の届出で足りる場合の規律及び措置等を明示した。

短期

(3)ODR事業への参入支援
○認証手続の迅速化等

認証手続の迅速化

18

法務省は、標準処理期間（認証申請の受理から処分まで、特段の事由が存在しない限り、概ね3か月）内に審査を了するよう努めるとともに、モデル手続規程を策定するなど事前相談の負担軽減に向けた方策を検討する。この際、認証ADR事業者の承諾が得られれば、実際に認証した事例のうち参考となると考えられるものにつき、必要なマスキングを施した上で提供することも検討する。

実施済み又は実施中

認証手続について、標準処理期間内に審査を了するよう努めている。
また、審査手続が円滑に進むよう、手続規程の事前確認を十分に行っている。

※参考となる認証ADR事業者の手続規程の提供については、認証ADR事業者に依頼したが承諾を得られず実施できていない。

短期

(3)ODR事業への参入支援
○認証手続の迅速化等

ODR推進策 中期目標

<主として中期目標の実現に向けた具体策>

(1) 相談・交渉・調停のワンストップ化

○ ワンストップ・サービスを提供するための環境整備

⑲ データ・フォーマット等の検討

(2) 世界トップレベルのODRが提供される環境の整備

○ 最先端技術を取り入れたODRの実証実験の支援

⑳ 世界最先端のODR技術の調査研究

㉑ 官民連携によるODR実証実験

○ ODRに関するグローバル・ネットワークへの参画

㉒ 諸外国関係者とのネットワークの構築

㉓ ODR規格の標準化等の議論への参画

(3) ODRにおけるAI技術の活用に向けた基盤整備

○ データベースの整備

㉔ AI技術の活用寄予するデータベースの検証

㉕ 民事判決情報のデータベース化

○ AI技術の活用と倫理等に関する課題の検討

㉖ AI技術の活用に向けた倫理・制度の在り方

データ・フォーマット等の検討

19

相談から調停の各フェーズ間でのAPI連携、ワンストップ・サービスの提供を事業者が行いやすい環境を整備するため、法務省は、技術的知見を有する関係者等の協力を得て、ODRのシステム等において準拠すべきデータ・フォーマットの在り方を検討する。

未着手

民間事業者におけるODRの実装の状況や、参入希望のニーズが不明であり、現時点でデータ・フォーマットの在り方を検討することが困難であるため未実施となっている。

OWGにおける検討

- ・相談機関のデジタル化やODRの実装が進む前に検討すべき点であるものの、相談機関との連携やODR参入希望者が現れない現時点で議論してもユーザーの意見を反映しないものになるのではないか。
- ・例えば相談段階で取得すべき情報も取り扱う紛争類型別に異なるのではないかと(守秘義務との関係で共有できる情報の整理も必要ではないか。)

中期

(1)相談・交渉・調停のワンストップ化

- ワンストップ・サービスを提供するための環境整備

世界最先端のODR技術の調査研究

20

法務省は、研究者等の協力を得て、ODR先進国の社会実装の現状やプロセスを調査研究し、ODR事業者や参入希望者が活用できるよう、成果を還元する。

実施済み又は実施中

カナダにおけるODR運用状況の調査研究を行い、その結果を法務省HPで公表した。

OWGにおける検討

・ODR関連の情報をウェブサイト上で集約し、ODRに関心のある事業者等向けに提供することは有益ではないか。

中期

(2)世界トップレベルのODRが提供される環境の整備

○ 最先端技術を取り入れたODRの実証実験の支援

官民連携によるODR実証実験

21

法務省は、上記の調査研究とも並行して、我が国で世界トップレベルのODRが提供されるよう、関係団体等の協力を得ながら、コンペ方式等により選定した民間事業者と連携し、最先端ODRの実証実験を行い、成果を還元する等の取組を可能な限り早期に進める。

実施済み又は実施中

ODRの社会実装に関する実証実験を行い、その結果を法務省HPで公表した。

OWGにおける検討

・ODR関連の情報をウェブサイト上で集約し、ODRに関心のある事業者等向けに提供することは有益ではないか。

中期

(2)世界トップレベルのODRが提供される環境の整備

○ 最先端技術を取り入れたODRの実証実験の支援

諸外国関係者とのネットワークの構築

22

官民学の連携の下、各国の主要ODR機関、政府機関、有識者とのネットワークを構築するとともに、我が国における取組を海外に向けても積極的に発信する。

未着手

○実施していない理由

民間事業者のODRの実装状況に鑑み、現時点でこのようなネットワークを構築することの要否、内容等について慎重な検討が必要であるため。

○WGにおける検討

・我が国の取組を海外に発信できる状況にないとしても、海外の活用事例等を収集する上でも、現時点から可能な範囲でネットワークの構築に努めるべき。

中期

(2)世界トップレベルのODRが提供される環境の整備

○ ODRに関するグローバル・ネットワークへの参画

ODR規格の標準化等の議論への参画

23

官民学の連携の下、APECが提唱する国際商事紛争ODRの国際フレームワーク、ODRのISO規格の設計等に関する動向を注視し、議論にも積極的に参画する。

実施済み又は実施中

ODRのISO規格の設計等に関する議論にオブザーバー参加し、議論の動向を注視している。

中期

- (2)世界トップレベルのODRが提供される環境の整備
 - ODRに関するグローバル・ネットワークへの参画

AI技術の活用に寄与するデータベースの検証

24

法務省は、研究者等の協力を得て、ODRにおいてAI技術を広範に活用するためには、どのようなデータを集積することが有効であるかを検証する。

未着手

○実施していない理由

有効なデータ集積の検討には、ODRのどの場面でAI技術を活用すべきか等の検討を行うのが有用であると考えられるため。

○WGにおける検討

- ・認証事業者の取り扱う事案でデータを集積・共有するのは、守秘義務等との兼ね合いで容易でないかもしれない。法テラスや弁護士会の法律相談案件もデータベース化できれば有用だが、同様に守秘義務の点で他と共有するのは難しいだろう。
- ・デジタル・プラットフォーム事業者等が相談事例等をデータ集積して自ら活用するということは考えられるので、適宜情報収集してはどうか。

中期

(3)ODRにおけるAI技術の活用に向けた基盤整備

○ データベースの整備

民事判決情報のデータベース化

25

法務省において、例えば、紛争解決手続に関するAIの開発の研究を促進するための基盤を提供するため、民事判決情報のデータベース化の検討を進める。

実施済み又は実施中

有識者検討会における報告書(素案)をパブリックコメントに付した上で検討を進めている。

中期

(3)ODRにおけるAI技術の活用に向けた基盤整備

○ データベースの整備

AI技術の活用に向けた倫理・制度の在り方

26

法務省は、関係団体等の協力を得ながら、AIを活用したODRの実現を見据え、AIの多様な活用の可能性や、その活用に伴い生じ得る倫理等に関する課題について、多面的に検討を進める。（今後のAI技術の進展状況によっては、解決策の検討、相談、交渉、ADRの各場面で当事者や専門家の判断をAIが支援することも考えられる。他方で、AI技術の活用には、基となるデータに偏りがないことやAI倫理のほか、手続実施者の存在を前提とするADR法との整合性等既存の法制度との関係を整理する必要があることも指摘されている。AI技術の活用に向けた倫理・制度の在り方の検討に当たっては、この両面に留意する必要がある。）

実施済み又は実施中

実装・AIWGにおいて、有識者等のヒアリングを踏まえ、AIの活用可能性について必要な議論を行った。

中期

(3)ODRにおけるAI技術の活用に向けた基盤整備

○ AI技術の活用と倫理等に関する課題の検討